

# 山形県知事選挙が行われます

告示 1月9日(木)

## 投票日

1月26日 日

午前7時～午後7時

### ◆投票所変更に関するお知らせ

下記のとおり投票所が変更となります。

- ▼対象地区：菖蒲1・2町内  
衆議院選挙(前回)→中央公民館  
県知事選挙(今回)→**荒砥地区コミュニティセンター菖蒲分館**

届けよう

未来をつくる

若い声

令和5年度明るい選挙啓発標語

最優秀賞

安部

晃さん

(白鷹中学校)

#### ▶投票できる方

令和6年10月8日以前から引き続き白鷹町の住民基本台帳に登録されている方で、平成19年1月27日以前に生まれた方。なお、白鷹町から転出した方であっても、引き続き山形県内に住所があれば、白鷹町で投票できる場合があります。

詳しくは、選挙管理委員会事務局にお問い合わせください。

#### ▶投票にあたっての注意事項

##### ◇入場券について

入場券を忘れずに持参してください。

**もし入場券を紛失した場合でも投票できますので、投票所の受付にお申し出ください。**

※入場券は12月17日現在の居住地で発行しますので、12月18日以降に転居された方は前居住地の投票所で投票してください。

#### ▶不在者投票

業務に従事するため他の市町村に滞在されている方は、従来の不在者投票と同じように滞在地の選挙管理委員会において不在者投票ができます。この場合、郵便の往復に日数がかかりますので、お早めに請求の手続きを行ってください。

※不在者投票ができる施設として指定されている病院などに入院・入所中の方は、その場所(施設内)で不在者投票ができますので、各施設の職員にお申し出ください。

##### 町内の指定施設

白鷹町立病院、白光園、マイスカイ中山、あゆみの園

※町外の指定施設については、お問い合わせください。

#### ○郵便などによる不在者投票について

身体障害者手帳等をお持ちで、所定の要件に該当する方は自宅で投票できます。詳しくはお問い合わせください。

#### ▶代理投票について

代理投票とは身体の都合などにより、ご自

分で投票用紙に記載できない方のために、投票所の職員が本人に代わって記載する制度です。本人による申し出が必要ですので、投票所の受付に申し出てください。

#### ■期日前投票について

選挙は、投票日に投票所において投票することを原則としていますが、投票日前であっても、投票日と同じように投票ができます。

▽場所/中央公民館1階ミーティングコーナー

▽日時/1月10日(金)～1月25日(土)

午前8時30分～午後8時

- ・事前に入場券裏面の期日前投票宣誓書に必要事項を記入の上、ご持参ください。
- ・入場券が届かない場合でも、期日前投票ができますので、期日前投票所の受付にお申し出ください。

#### 若い有権者の皆さんに選挙を身近に感じていただくため、期日前投票の投票立会人を募集します

##### ■募集要件

山形県知事選挙の選挙権を有し、応募の時点で満18歳以上30歳未満の方

##### ■立会日

1月10日(金)～25日(土)(各日1名)

##### ■立会時間

- ①午前8時30分～午後8時
- ②午前8時30分～午後2時15分
- ③午後2時15分～午後8時

##### ■報酬

①9,600円 ②・③4,800円

##### ■場所

中央公民館ミーティングコーナー

##### ■申し込み締切 12月23日(月)

※申し込み方法などの詳細はホームページをご確認ください。



# 農業所得を申告される方へ



農業所得の申告は、農畜産物を出荷・販売している方が対象となります。自家消費のみの場合は、申告の必要はありません。

農業所得の計算は、実際の収入金額から必要経費を差し引いて所得金額を計算する収支計算が原則です。収支計算には、収入金額や必要経費に係る請求書、領収書などの書類の保存と日々の取引の記録(帳簿)が必要です。

帳簿から収支内訳書を作成し申告してください。収支内訳書により申告書を速やかに作成できます。(申告相談には領収書や帳簿等もご持参ください。)

※平成26年1月から、事業や農業、不動産貸付等を行うすべての方は、記帳と帳簿書類の保存が必要となりました。町県民税の申告のみの方もすべて対象です。

## 賃耕地・小作料等支払明細書の提出

賃耕地や小作料の支払いが

あり、控除の対象とされる方は、支払明細書を作成の上、**令和7年1月15日(水)**まで税務出納課町民税係に提出ください。

令和 年分賃耕地・小作料等支払明細書 (個人別)				氏名
支払を受ける者	住所	氏名	必要経費	所得金額
種別	面積等	支払金額		
		円		
		円		
		円		
摘要				
支払者	住所	氏名		

賃耕地・小作料等支払明細書

《対象となる賃耕地・小作料》

①賃耕地：個人間での農作業(耕うん・代かき・育苗・田植え・稲刈りなど)の委託料です。

※機械利用組合、ライスセンター、カントリー組合、育苗組合、農事組合法人などの利用者は、申告相談の際に利用料の明細をお示しください。

②小作料：農地の賃借料(米などの現物支払いを含む)です。

※JA農地利用集積円滑化事業での賃借料は、提出する必要はありません。

※支払明細書が必要な方は、税務出納課町民税係にお越しください。

## 土地改良・水利組合の方へ

土地改良・水利組合に加入の方が、申告の際に賦課金を控除の対象とする場合、その金額を計算するため、組合から事前に収支計算書、賦課金内訳書などの書類の提出が必要です。

昨年まで提出いただいたいる組合には今年もお送りしましたが、新たに提出する組合は、税務出納課町民税係より用紙をお受け取りください。

**忘れずにご確認を！**

**申告相談の日程について**

申告相談の日程は広報しらたか1月17日号でお知らせします。指定された日時をご確認の上、ご来場ください。

## 〈固定資産税〉償却資産申告書をご提出ください

事業用資産を所有の方は、償却資産を申告する義務があります。12月中旬に申告書を送付しますので、令和7年1月31日(金)まで申告ください。

また、新たに事業を始められた方や今まで申告されていた方で申告書が届かない場合は、下記までご連絡をお願いします。

〔昨年度、eLTAXで申告された方へ〕  
eLTAXで申告された方に つきましては、翌年度以降申告書の郵送はありません。引き続き、eLTAXをご利用ください。

### 【問い合わせ】

税務出納課資産税係

☎85-6133

## 〈軽自動車税〉小型特殊自動車をお持ちの方はご確認ください

農耕作業車は、軽自動車税または固定資産税(償却資産)の課税対象です。左記の要件にすべて該当する場合は、小型特殊自動車に該当し軽自動車税の対象となります。ナンバプレートを取得する必要がありますので、お手続きください。なお、小型特殊自動車は道路を走らなくてもナンバプレートが必要となります(軽自動車税は、所有していることに基づいて課税するため)。

- ▼要件① 乗用であるもの
  - ▼要件② 走行速度  
農耕作業車：35km/h未満  
農耕作業車以外：15km/h以下
  - ▼要件③ 規格
- 〔例〕コンバイン、トラクター等  
※小型特殊自動車を償却資産として申告していた場合は、修正申告を行っていただき、新たに軽自動車税の申告を行ってください。
- ※ナンバプレートの取得には、車両の詳細がわかるものが必要となりますので、申告の際にご持参ください。

### 【問い合わせ】

税務出納課町民税係

☎85-6132

【問い合わせ】  
税務出納課町民税係  
☎85-6132